

(1) 経営の継続を図りたい【経営継続補助金】

新型コロナウイルス感染症の影響を克服するために、感染拡大防止対策を行いつつ、販路回復・開拓や事業継続・転換のための機械・設備の導入や人手不足解消の取組を総合的に支援することによって、地域を支える農林漁業者の経営の継続を図ります。

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
経営の継続に向けた取組を支援	<p>【経営継続補助金】 農林漁業者が行う、</p> <p>(1) 農協、森林組合、漁協等「支援機関」による計画作成・申請から実施までの伴走支援を受けた、①～③のいずれかを含む<u>経営の継続に向けた取組</u>を支援</p> <p>① 国内外の販路の回復・開拓</p> <p>② 事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換</p> <p>③ 円滑な合意形成の促進等</p> <p>※補助対象経費の1/6以上を業種別ガイドライン等に則した「接触機会を減らす生産・販売への転換」又は「感染時の業務継続体制の構築」に充てる必要。</p> <p>(2) 事業活動別本格化のための業種別ガイドライン等に則した感染防止対策</p>	<p>支援対象： 農林漁業者（個人及び法人）※常時従業員数が20人以下のもの</p> <p>補助率： (1) 3/4（補助上限額は100万円（共同申請の場合は、1,000万円）） (2) 定額（(1)の補助額が上限。ただし50万円まで（共同申請の場合は、500万円まで））</p>	<p>経営局経営政策課 TEL：03-6744-0576</p> <p>（林業に関する問合せ先） 林野庁経営課 TEL：03-6744-2286</p> <p>（漁業に関する問合せ先） 水産庁水産経営課 TEL：03-6744-2345</p> <p>▶もっと知りたい ▶紹介動画</p>